

現行	見直し後（案）
<p>下記①を満たし、かつ②、③のいずれかを満たすもの</p> <p>① 画像診断（超音波、CT、MRCP、経皮経肝胆管造影や経皮経肝胆道ドレナージ造影）により左右肝管、肝内胆管枝に複数か所に結石を認めるか、区域内に結石が充満するもの。肝内結石が単発のものは助成の対象外とする。 超音波検査では、strong echo を認め、echo 末梢側に拡張胆管を認める。ただし、超音波診断のみでは確定診断とは言えないので、他の画像診断を併用することを要する。</p> <p>② 肝内結石症に基づく反復性の胆管炎や敗血症を伴うもの又は肝内胆管癌を伴うもの</p> <p>③ 肝内結石症に基づく広範な肝萎縮を伴うもの</p> <p>&lt;認定期間&gt; 原則として1年</p> <p>【更新時基準】 上記の基準を満たすか、又は肝内結石を除去しているにもかかわらず肝内結石症に基づく上記②、③のいずれかを満たすもの、又は肝内結石が再発し上記②、③のいずれかを満たすもの</p>	<p>（診断基準） 以下の①について①から③までの1項目以上を満たし、かつ、②について①を含む2項目以上を満たすもの。 なお、新規申請時のみ、肝内結石の存在が確認できる画像検査所見（超音波、CT、MRI、内視鏡的逆行性胆管造影、経皮経肝胆管造影など）のコピーの添付を要する。</p> <p>① 臨床症状 ① 腹痛 ② 発熱 ③ 黄疸</p> <p>② 検査所見 ① 肝内結石の画像検査所見 ② 白血球増多及びCRPの上昇 ③ 肝胆道系酵素の上昇</p> <p>（重症度分類等） 以下の分類により、Grade2以上となるものを対象とする。 ただし、Grade2の胆道再建術の既往及びGrade4の胆管癌については、直近6か月以前の場合でも該当とする。</p> <p>Grade1 : 無症状 Grade2 : 胆道再建術の既往、腹痛発作、一過性の黄疸（いずれか） Grade3 : 胆管炎又は1週間以上持続する黄疸 Grade4 : 重症敗血症又は胆管癌</p> <p>※ 病名診断に用いる臨床症状、検査所見等に関して、認定基準上に特段の規定がない場合には、いずれの時期のものを用いても差し支えない（ただし、当該疾病の経過を示す臨床症状等であって、確認可能なものに限る。）。</p> <p>※ 治療開始後における重症度分類については、認定基準上に特段の規定がない場合には、適切な医学的管理の下で治療が行われている状態で、直近6か月間で最も悪い状態を記載する。</p>